

屋久島町「まちなかチケット」取扱店募集要項



【募集開始】令和4年11月28日（月）～ 随時

屋久島町政策推進課

< お問い合わせ先 >

屋久島町政策推進課 企画調整係

TEL 43-5900 FAX 43-5905

E m a i l kikaku@town.yakushima.kagoshima.jp

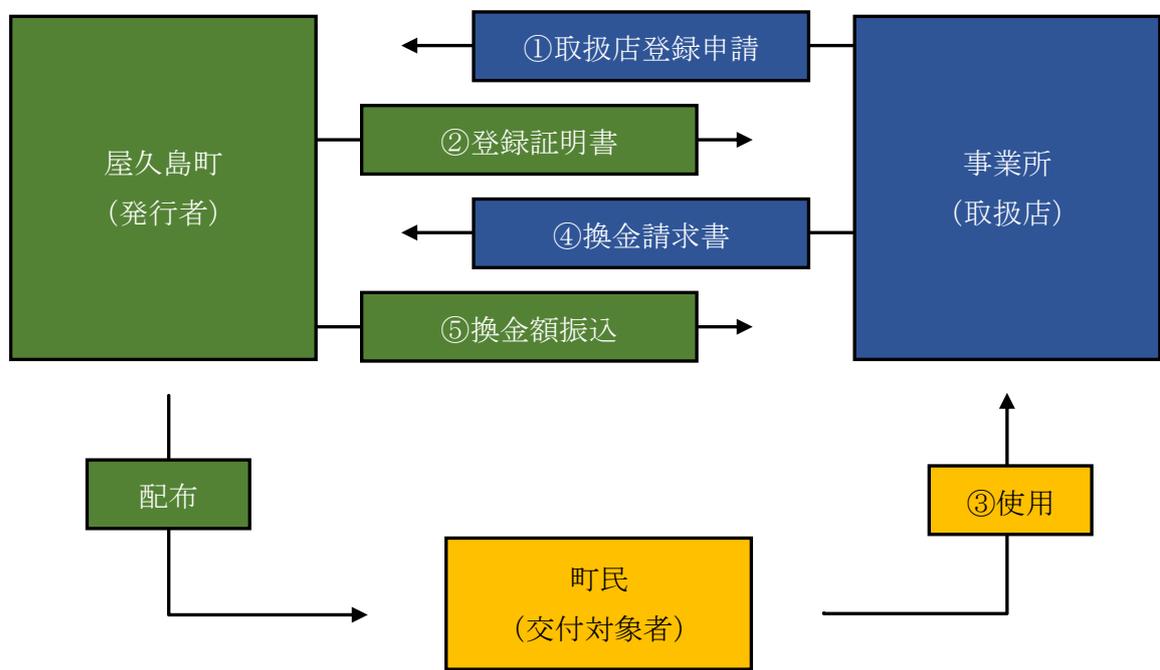
1 事業名 「まちなかチケット」 発行事業

2 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格や物価の高騰の影響を受けている生活者への支援を目的として、屋久島町内に事業所を置く商店等で使用できる商品券（まちなかチケット）を本町民に交付するものです。

3 本事業の概要

- (1) 商品券の名称 まちなかチケット
- (2) 発 行 者 屋久島町
- (3) 交付対象者 令和4年11月1日において、屋久島町住民基本台帳に記録されている者
- (4) 商品券の構成 1冊 5,000円分（1,000円×5枚）
- (5) 交付額(冊数) 一人につき1冊（5,000円分）
- (6) 使用期限 令和5年1月31日（火）まで
- (7) 取扱店 商品券の使用場所として登録された町内の店舗等
- (8) 事業イメージ



4 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税又は使用料などの公租公課
- (6) その他、本町が商品券の使用対象として適当と認めないもの。

5 取扱店登録資格

本町内に事業所、施設、店舗等を有する事業者で、かつ、本町内のみの店舗等において商品券の使用を制限できるもので、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 屋久島町物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者
- (3) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (5) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (7) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用」していないこと
- (8) 役員等が「暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」していないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (10) その他、本町が取扱店として適当でないと認めた者でないこと

6 責務

- (1) 商品券の受け取りを拒否しないこと
- (2) 商品券額面金額未満の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (3) 不足分は現金等で受け取ること
- (4) 商品返品の際の返金を行わないこと
- (5) 使用期限を過ぎた商品券は、受け取らないこと
- (6) 取扱店であることが分かるよう、レジ等にポップ（本町から別途提供）を掲示すること
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (8) 通常の注意をもってすれば判別可能な偽造された商品券及び不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに本町に通報すること
- (9) 本募集要項に則して、商品券を適正に取り扱うこと
- (10) 使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して本町は責任を負いません
- (11) 本町と適切な連携体制を構築すること

7 取扱店登録申込方法等

(1) 申込方法

商品券を使用した特定取引を行おうとする事業者は『「まちなかチケット」取扱店登録許可申請書』に預金通帳の写しを添えて、郵送、FAX、Eメール又は持参のいずれかの方法により申請してください。

- ◆宛 先 〒891-4292 屋久島町小瀬田849-20
屋久島町役場政策推進課 企画調整係 宛て
- ◆FAX 43-5905
- ◆メール kikaku@town.yakushima.kagoshima.jp

※場合によって、営業許可書等の提出を求めることがあります。

※複数店舗を有する事業者は、原則として店舗単位ではなく事業者単位で各店舗分をとりまとめて申込みを行ってください。

(2) 募 集 期 間 令和4年11月28日（月）から随時受付

(3) 登録・承認・取消

申し込みのあった事業者は、本町で審査の上、取扱店として登録します。審査結果は別途通知します。

※登録後であっても次の事項に該当する場合、登録を取り消すことがあります。

- ①申込内容に虚偽や不正等があった場合
- ②募集要項に違反する行為が認められた場合

③その他、本町が登録を取り消すべきと判断した場合

8 換金手続き

取引において商品券を受け取った取扱店は、『「まちなかチケット」請求書(第4号様式)』に、受け取った商品券の「本券」を添えて郵送又は持参により本町へ換金の請求をしてください。



↑ 役場へ請求書と一緒に提出

↑ 事業所様控え

なお、換金請求金の支払いは次の日程を予定しています。

	換金締切日	支払期日
1	令和4年12月9日(金)	令和4年12月20日(火)
2	令和4年12月16日(金)	令和4年12月27日(火)
3	令和5年1月6日(金)	令和5年1月17日(火)
4	令和5年1月20日(金)	令和5年1月31日(火)
5	令和5年2月3日(金)	令和5年2月14日(火)
6	令和5年2月17日(金)	令和5年2月28日(火)
7	令和5年2月28日(火)	令和5年3月10日(金)

9 その他

- (1) 募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、本町の指示に従ってください。
- (2) 取扱店の情報は、本町ホームページの専用ページ内で広報します。
- (3) 本事業は本町の方針によって内容が変更される可能性があることを御了承ください。
- (4) 使用者へ不利益を与える行為や、故意に本町や他の取扱店に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますので御注意ください。